

令和5年度財政援助団体等監査の結果に対する措置状況の公表について

令和5年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があり、地方自治法第199条第14項及び恵庭市監査基準第21条の規定により、次のとおり公表します。

恵庭市監査委員 北 林 剛

恵庭市監査委員 川 股 洋 一

区分	所管課等	監査の結果	措置状況
令和5年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	対象施設 屋内・屋外体育施設(26施設) 指定管理者 特定非営利活動法人恵庭市スポーツ協会 所管課 保健福祉部健康スポーツ課	《指導事項》 ・指定管理業務の決算書について、指定管理業務と自主事業の収支の区分けがなされていないことから、自主事業の収支が明確になるよう整理されたい。（指定管理者）	・現状の決算書では報償費など自主事業や指導サービス事業等が一本化されて示されていたが、令和5年度決算より自主事業、指導サービス事業等区分が明確になるよう整理する。
	対象施設 黄金ふれあいセンター 生涯学習施設かしわのもり 指定管理者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 所管課 子ども未来部子ども政策課 教育部社会教育課	《指摘事項》 ・指定管理業務に係る銀行口座については、他の会計と区分して経理されているが、基本協定書に基づき団体自体の口座とは別の固有口座で管理されたい。（指定管理者）	・労務費については社会保険等の関係から指定管理者において検討中であるが、その他については指定管理者で整理後、直ちに別の固有口座での管理に移行する。

区分	所管課等	監査の結果	措置状況
	<p>対象施設</p> <p>市民会館・島松公民館・地区会館 (13施設)</p> <p>指定管理者</p> <p>恵庭リサーチ・ビジネスパーク株式会社</p> <p>所管課</p> <p>教育部教育施設課</p>	<p>《指導事項》</p> <p>・市民会館の指定管理業務の仕様書にある自主文化事業は、指定管理料を主な財源として実施しているが、基本協定書の自主事業に関する規定では「自己の責任と費用により、自主事業をすることができ」とされることから、自主事業の今後の進め方について整理されたい。(市、指定管理者)</p>	<p>・自主文化事業には、自主事業と文化事業の2つの要素が含まれていることから次回の募集から明確にするよう仕様書を変更する。自主事業と文化事業の財源を整理するよう指定管理者と確認した。</p>